

愛馬会規約『競走用馬ファンドの契約にあたって』

《契約成立前(時)の交付書面》

発行：株式会社ロードサラブレッドオーナーズ
(作成年月日：2025年10月1日)

競走用馬ファンドのリスク等特徴について

- ・顧客は、愛馬会法人が発行する『Lord Thoroughbred Owners 2025』(以下、「募集馬パンフレット」という。)記載のうちから競走用馬を選択し、当該馬に出資することにより獲得賞金等の分配を受けます。
- ・競走用馬ファンドは愛馬会法人が顧客から出資された財産により取得した競走用馬を日本中央競馬会(JRA)及び地方競馬全国協会(NAR)【馬主登録の申請を行い、馬主登録を受けた場合に限る】に馬主登録のあるクラブ法人に匿名組合契約に基づいて現物出資し、クラブ法人は競走用馬を競馬に出走させて得た賞金等から「諸経費①」(※本書面「12. (6) ①」参照)を控除した額(獲得賞金分配対象額)を愛馬会法人に支払い、愛馬会法人は当該支払額から「諸経費②」(※本書面「12. (6) ①」参照)を控除した額を顧客に月次に支払います。それぞれの間の支払額は①JRA等による源泉徴収(JRA源泉税)、②クラブ法人から愛馬会法人に支払う際の20.42%の源泉徴収(クラブ法人源泉税)、③愛馬会法人から顧客に支払う際の20.42%の源泉徴収(愛馬会法人源泉税)と3段階で源泉所得税の徴収が行われます。ただし、クラブ法人及び愛馬会法人の決算期間に控除された①JRA源泉税、②クラブ法人源泉税、特別出走手当は顧客に年次に支払います。③愛馬会法人源泉税は顧客の確定申告により還付請求が可能な場合があります(所得金額によっては納付が必要な場合もあります)。また、競走用馬が引退・運用終了した際に支払金及び精算金がある場合には顧客に愛馬会法人所定の方法で支払います。なお、それぞれの間の支払額は一定の基準に従って「出資返戻金」と「利益分配額」に区分した上で「利益分配額」についてのみ源泉徴収が行われますので必ずしも全ての支払額に課せられるものではありません。顧客にはご出資の際に掛かる競走馬出資金等の費用の他に契約終了まで維持費出資金等の追加出資金を毎月お支払い頂く仕組みです。
- ・競走用馬は個々の能力面、健康面の要因により競走に出走せずに引退する場合があります。また、出走しても競走成績によっては獲得賞金が出資元本を下回る場合があります。そのため競走用馬ファンドに収入の保証はありません。出資元本の保証もありません。
- ・本商品投資契約は商法第535条に規定される匿名組合契約に基づいており、匿名組合営業者の報酬は競走用馬ファンドの獲得賞金の3%です(事故見舞金等、特別出走手当に対して報酬は頂きません。種牡馬への転用により収入を得た場合に限り売却代金の40%相当額を営業者の報酬として頂きます)。
- ・競走用馬ファンドは2歳1月1日より運用を開始します。それ以前に死亡、競走能力喪失、もしくは何らかの止むを得ない事由により匿名組合契約を解除する場合、お支払い頂いた出資金は顧客に全て返金されます。ただし、運用開始後は如何なる場合でもお支払い頂いた費用は返金されません。牝馬は原則として6歳3月末日が引退期限となります。引退後には募集価格(総額)の10%相当額、または売却代金相当額が規定に基づいて支払われる特約があります(死亡、競走能力喪失及び乗馬へ転用の場合を除きます)。
- ・顧客は契約成立から引退・運用終了まで契約を解除できません。ただし、退会及び会員資格の喪失等による場合を除きます。また、本商品投資契約成立から終了までの間に中途解約がなされた場合、顧客に対する愛馬会法人からの返還金はなく、会員資格が失効するとともに、出資馬に係る一切の権利が消滅します。なお、会員資格の喪失等による契約解除は以後の入会を断る場合があります。
- ・顧客は商品投資契約上の権利及び義務を第三者に譲渡、移転できません。ただし愛馬会法人の承諾を得た相続、遺贈の場合(いずれの場合も包括承継のみ)は除きます。
- ・競走用馬ファンドは金融商品取引法第37条の6(書面による解除)の適用を受けず、本商品投資契約にクーリング・オフ制度(契約締結直後の一定期間内における無条件契約解除)はありません(ただし、愛馬会法人がやむを得ないと認めた場合を除く)。
- ・顧客は愛馬会法人(株式会社ロードサラブレッドオーナーズ)及びクラブ法人(株式会社ロードホースクラブ)の業務又は財務の状況が悪化した場合、分配金その他の顧客の資産の支払いが困難となり、損失が生ずることとなるおそれがあります。
- ・顧客は金融商品取引法第47条の3により、クラブ法人及び愛馬会法人が金融商品取引法第47条の2に基づいて提出した事業報告書を愛馬会法人の営業所において縦覧できます。
- ・本書面は金融商品取引法第37条の3に規定する『契約締結前の交付書面』並びに同法第37条の4に規定する『契約締結時の交付書面』を兼ねるものです。ご入会、ご出資の際はすべてをお読み頂き、競走用馬ファンド及び本商品投資契約の特徴とリスクを十分ご理解の上お申し込み下さい。また、本書面に基づいて競走用馬の運用等が行われますので契約終了まで本書面及び募集馬パンフレットを保存して下さい。募集馬パンフレットも併せてご参照下さい。
- ・出資申込の方法、契約の締結につきましては愛馬会オフィシャルサイト内の出資申込フォーム(新規入会入会申込フォーム)からの申し込みが原則となります。抽選等が行われ、出資が確定した際に『出資に関する計算書』(新規入会入会『請求書』)を発行します。この書面に記載の発行日が契約成立(締結)日となります。
- ・本書面は2025年10月1日現在の法令に基づいて作成されています。法令等の改正により内容が変更される可能性があります。

《目次》

1. 愛馬会法人及び人クラブ法人

- (1) 愛馬会法人…………… P.4
- (2) クラブ法人…………… P.4

2. 顧客から出資された財産の運用形態…………… P.4

3. 商品投資受益権の販売に関する事項

- (1) 出資方法並びに出資金等の支払期日及び支払方法等…………… P.4
- (2) 反社会的勢力ではないこと等に関する表明、確約…………… P.5
- (3) マイナンバー制度…………… P.5
- (4) 会員資格の喪失…………… P.5
- (5) 商品投資受益権の名称…………… P.6
- (6) 販売予定総額及び販売予定口数…………… P.6
- (7) 販売単位…………… P.6
- (8) 出資申込期間及び出資申込取扱場所…………… P.6
- (9) 競走馬出資金のポイント制度…………… P.6
- (10) 母馬優先制度…………… P.6
- (11) 販売の取り止め…………… P.6
- (12) 再販売…………… P.6

4. 愛馬会法人が顧客から徴収する一般会費及び追加出資金等の徴収方法

- (1) 一般会費…………… P.6
- (2) 維持費出資金…………… P.7
- (3) 保険料出資金…………… P.7
- (4) 海外競馬出走資金…………… P.7
- (5) 祝賀行事に係る費用…………… P.7
- (6) 請求書発行事務手数料…………… P.7

5. 匿名組合損益の帰属…………… P.7

6. 顧客への利益分配額に対する課税方法及び税率

- (1) 個人顧客（愛馬会法人の個人会員）…………… P.7
- (2) 法人顧客（愛馬会法人の法人会員）…………… P.7

7. 匿名組合契約期間に関する事項…………… P.7

8. 匿名組合契約の変更に関する事項…………… P.7

9. 匿名組合契約の解除に関する事項

- (1) 解約の可否及び条件…………… P.7
- (2) 契約解除によるファンドへの影響…………… P.8
- (3) クーリング・オフ制度の適用を受けない旨…………… P.8

10. 商品投資受益権の譲渡に関する事項…………… P.8

11. 顧客から出資された財産の投資の内容及び方針に関する事項

- (1) 商品投資の内容及び投資制限…………… P.8
- (2) 借入れ、集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無…………… P.8
- (3) 当該出資馬の繰上げ運用終了の有無…………… P.8
- (4) 運用開始予定日…………… P.8
- (5) 運用終了予定日…………… P.8
- (6) 競走馬ファンドの運用に係る計算期間…………… P.8
- (7) 顧客から出資された財産の分別管理…………… P.8

12. 商品投資販売契約の種類並びに顧客の権利及び責任の範囲

- (1) 商品投資販売契約の種類…………… P.8
- (2) 顧客から出資された財産に関する顧客の監視権の内容…………… P.8
- (3) 顧客から出資された財産の所有関係…………… P.8
- (4) 顧客の第三者に対する責任の範囲…………… P.8

- (5) 出資された財産が損失により減じた場合の顧客の損失分担に関する事項…………… P.8
- (6) 顧客から出資された財産に関する収益及び出資馬の売却に伴う代金の受領権…………… P.8

13. 競走馬ファンドから支払われる管理報酬及び手数料等

- (1) 進上金…………… P.9
- (2) 日本中央競馬会等からの賞金交付時に係る源泉徴収所得税（JRA源泉税）…………… P.9
- (3) 消費税…………… P.9
- (4) クラブ法人営業手数料…………… P.9
- (5) クラブ法人が愛馬会法人に支払う際の匿名組合契約の利益分配額に係る源泉徴収所得税（クラブ法人源泉税）…………… P.9
- (6) 愛馬会法人営業手数料…………… P.9
- (7) 愛馬会法人が顧客に支払う際の匿名組合契約の利益分配額に係る源泉徴収所得税（愛馬会法人源泉税）…………… P.9
- (8) 種牡馬売却手数料、種牡馬賃貸（リース）契約の手数料…………… P.9

14. 獲得賞金分配対象額の出資返戻金と利益分配額への区分方法…………… P.9

15. 競走馬ファンドの支払金に関する事項

- (1) 月次分配…………… P.9
- (2) 年次分配…………… P.10
- (3) 引退精算分配…………… P.10
- (4) 支払金の留保…………… P.10

16. 運用終了時（引退時）の支払…………… P.10

17. 顧客への運用状況の報告の方法、頻度及び時期…………… P.10

18. 競走馬ファンドに係る資産評価に関する事項…………… P.10

19. 計算期間に係る競走馬ファンドの貸借対照表及び損益計算書の書類に関する公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定の有無…………… P.10

20. 当該商品投資受益権の紛議に関する事項…………… P.10

21. 商品投資販売契約に係る法令等の概要…………… P.10

22. 愛馬会法人の営業所において事業報告書を縦覧できる旨…………… P.10

23. 海外の競馬への出走に関する事項…………… P.10

24. 引退後の再登録

- (1) 地方競馬在籍時の条件…………… P.10
- (2) 再出資に関する事項…………… P.10

25. 退会の方法…………… P.11

26. 個人情報の取り扱い及び利用目的の特定…………… P.11

27. 種牡馬としての売却に関する事項

- (1) 繋養先、売却価格等の決定方法…………… P.11
- (2) 種牡馬賃貸（リース）契約の概要…………… P.11

28. 地方競馬全国協会（NAR）の馬主登録を受けた場合の運用に関する事項…………… P.11

1. 愛馬会法人及びクラブ法人

(1) 愛馬会法人

- ・商号：株式会社ロードサラブレッドオーナーズ
- ・住所：東京都新宿区西新宿8丁目8番3号
- ・代表者：中村祐子（代表取締役）
- ・設立：平成4年10月14日
- ・登録番号：関東財務局長（金商）第1622号
第二種金融商品取引業者
- ・資本金：1,000万円
- ・主要株主：中村祐子、中村伊三美
- ・他に行っている事業：なし
- ・加入する協会：一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
- ・認定投資者保護団体：なし
- ・適格請求書登録番号：T4-0111-0103-1648

(2) クラブ法人

- ・商号：株式会社ロードホースクラブ
- ・住所：東京都新宿区西新宿8丁目8番3号
- ・代表者：中村智幸（代表取締役）
- ・ファンドを運用する重要な使用人：該当なし
（ファンドの運用責任者は代表取締役が兼務しています）
- ・設立：昭和33年7月25日
- ・登録番号：関東財務局長（金商）第1623号
第二種金融商品取引業者
- ・資本金：1,000万円
- ・主要株主：中村智幸、中村香奈子、中村伊三美、中村祐子
- ・定款上の事業目的：①競走用馬の保有、販売、管理、運用
②競走用馬投資関連業務
③前各号に付帯関連する一切の業務
- ・設立経緯：本ファンド事業に際して、愛馬会法人から競走用馬の現物
出資を受け、当該競走用馬の運用を行うためにクラブ法人
を設立しています。
- ・訴訟事件その他の重要事項：なし
- ・他に行っている事業：なし
- ・加入する協会：なし
- ・適格請求書登録番号：T3-0111-0103-1649
- ・前事業年度の貸借対照表、損益計算書：本書面P.12参照

2. 顧客から出資された財産の運用形態

顧客は、出資対象となる競走用馬を選択し、愛馬会法人との匿名組合契約に基づき、これに対応する出資金を愛馬会法人に支払います。競走用馬ファンドは愛馬会法人が顧客から出資された財産により取得した競走用馬（本書面において「当該出資馬」という）を日本中央競馬会（JRA）及び地方競馬全国協会（NAR）【馬主登録の申請を行い、馬主登録を受けた場合に限り】に馬主登録のあるクラブ法人に匿名組合契約に基づいて現物出資し、クラブ法人は当該出資馬を競馬に出走させて得た賞金等から「諸経費①」（※本書面「12. (6) ①」参照）を控除した額（本書面において「獲得賞金分配対象額」という）を愛馬会法人に支払い、愛馬会法人は当該支払額から「諸経費②」（※本書面「12. (6) ①」参照）を控除した額を顧客に月次に支払います。それぞれの間の支払額は①JRA等による源泉徴収（JRA源泉税）、②クラブ法人から愛馬会法人に支払う際の20.42%の源泉徴収（クラブ法人源泉税）、③愛馬会法人から顧客に支払う際の20.42%の源泉徴収（愛馬会法人源泉税）と3段階で源泉所得税の徴収が行われます。ただし、クラブ法人及び愛馬会法人の決算期間に控除された①JRA源泉税、②クラブ法人源泉税、特別出走手当は顧客に年次に支払います。③愛馬会法人源泉税は顧客の確定申告により還付請求が可能な場合があります（所得金額によっては納付が必要な場合もあります）。また、当該出資馬が引退・運用終了した際に支払金及び精算金がある場合には顧客に愛馬会法人所定の方法で支払います。なお、それぞれの間の支払額は一定の基準に従って「出資返戻金」と「利益分配額」に区分した上で「利益分配額」についてのみ源泉徴収が行われますので必ずしも全ての支払額に課せられるものではありません。顧客にはご出資の際に掛かる競走馬出資金等の費用の他に契約終了まで維持費出資金等の追加出資金を毎月お支払い頂く仕組みです。

クラブ法人は計算期間末に匿名組合契約に係る決算を確定し、算出された匿名組合損益から「獲得賞金分配対象額」のうち「利益分配額」として支払った金額を控除した額を期末における利益分配額として愛馬会法人に支払い、愛馬会法人は当該支払額を顧客に出資口数に応じて支払います。当該支払額がマイナスの場合にはクラブ法人は損失額として愛馬会法人に通知し、愛馬会法人は当該損失額を顧客に通知します（両者を本書面において「期末における当期損益分配額」という）。

3. 商品投資受益権の販売に関する事項

(1) 出資方法並びに出資金等の支払期日及び支払方法等

①新規に入会する顧客

愛馬会法人に入会する必要があります。ただし、20歳未満の者、募集馬に出資するについて必要な認知、判断、意思疎通を適切に行うことが困難と判断される者、破産者で復権を得ない者、競馬法施行規則第15条の定め（競馬関与と禁（停）止者、拘禁刑以上の刑に処せられた者等）に該当する者、暴力団関係者（暴力団等反社会的勢力とみなされる者）、本書面「3. (4)」に該当し過去に会員資格を喪失した顧客（親族、同居人含

む）、本書面「3. (4)」に該当する顧客は入会できません。また、書類の不備、入会審査、その他の理由、以前に愛馬会法人との間に成立した契約を不履行（出資申込、および一般会費、追加出資金等の支払いに関する遅延や滞納）の顧客（親族、同居人含む）は入会を断る場合があります（合計請求金額振込後であっても入会を断る場合があります。その場合は納入された合計請求金額は全額返金されます）。また、本書面記載内容を理解するのに十分な日本語の素養がないと思われる外国人の方、海外居住等の理由により愛馬会法人が行う源泉徴収において国内居住者と同様の整合性確保が困難と判断される場合等、入会をお断りすることがあります。

※入会者は一人（一法人）につき一名義となります。重複入会はできません。既に入会済みの顧客（個人）が代表を務める法人名義での入会、または既に入会済みの顧客（法人）が代表個人名義での入会もお断りします。その他愛馬会法人が入会資格を有しないと判断した顧客は入会をお断りします。

※入会資格を有しない顧客（愛馬会法人が入会資格を有しないと判断した顧客も含む）からの募集馬パンフレットのお取り寄せは固くお断りしております。電話、メール、オフィシャルサイトから募集馬パンフレットの送付を希望されても、発送はしません。また、送付しない旨に関する通知も行いません。予めご承知おき下さい。

『入会申込書・出資申込書（兼出資契約書）』は顧客台帳として愛馬会法人が保管します。「犯罪収益移転防止法」の規制により『本人確認書類』が必要となります。確認書類は以下の通りです。顔写真付きの身分証明書（運転免許証、個人番号カード、パスポート等）のコピーの場合はいずれか1種類。顔写真付きでない身分証明書（各種健康保険証、住民票の写し、年金手帳等）のコピーの場合はいずれか2種類が必要となります【法人の場合は登記簿謄本の原本、法人及び代表者の印鑑登録証明書、代表者の公的証明書（顔写真付きの身分証明書は1種類、顔写真付きでない身分証明書は2種類）の他に、愛馬会法人所定の連対保証書、株式保有者一覧（書式は問いません）も必要となります】。

※愛馬会法人がやむを得ないと判断した場合を除き、個人会員について、入会後の各種問い合わせ等の連絡等につきましては契約者本人に限り

ます。
※法人会員について、入会後の各種問い合わせ等の連絡等につきましては代表者本人に限り

ます。
※本書面「9.匿名組合契約の解除に関する事項」参照。

i 出資方法並びに出資金等の支払期日及び支払方法

a 一次募集（先行受付）※募集馬パンフレットP.16を参照下さい。

顧客はオフィシャルサイトの入会申込フォーム『入会申込』で予約の出資申込を行って下さい。入会申込フォームに記載の注意事項、愛馬会規約、及び競走用馬ファンドのリスクと特徴を十分ご理解の上、お申し込み下さい。

※募集馬パンフレットに「入会書類等」は同封していません。

※インターネット環境が整わない等、オフィシャルサイトからの出資申込を希望しない顧客は、事前に愛馬会法人に通知して下さい。弊社から別途送付する「入会書類等」に必要な事項を記入して募集馬パンフレットに記載の指定期日以内に愛馬会法人に送付して出資申込を行って下さい。

愛馬会法人は予約の出資申込を受付後に『入会申込書・出資申込書（兼出資契約書）』及び『預金口座振替依頼書』及び『反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確認書（※本書面「3. (2)」参照）』（本書面において「入会書類等」という）を顧客に送付します（普通郵便）。顧客が法人の場合には『連帯保証書』も送付します。抽選対象の募集馬については『抽選結果に関する書面』も同封します。顧客は「入会書類等」を2025年12月5日まで（原則）に必着で愛馬会法人に送付して下さい。郵便配達事情等により入会書類等の到着が返送期日を過ぎる場合がありますが、その時点で出資申込は無効とはなりません。「入会書類等」到着後、愛馬会法人は入会審査を行い、『請求書』（発行日は2025年11月22日となります）を顧客に送付します（転送不要簡易書留郵便等）。送付先は『本人確認書類』と同じ住所となります。

※契約成立（締結）日は2025年11月22日となります。

※『預金口座振替依頼書』の預金者名（口座名義人）は契約者本人に限ります。

顧客は合計請求金額を2025年12月10日までに愛馬会法人指定の金融機関口座に振り込んで下さい。

※一次募集（先行受付）終了後、一次募集（先行受付）で抽選に漏れた方のみを対象とする限定受付が行われます。受付日時、受付方法等の詳細は募集馬パンフレットP.18を参照下さい。
--

b 二次募集（通常受付）※募集馬パンフレットP.18を参照下さい。

一次募集（先行受付）終了後は二次募集（通常受付）を開始します。顧客は電話、オフィシャルサイトの入会申込フォーム『入会申込』で予約の出資申込を行って下さい。入会申込フォームに記載の注意事項、愛馬会規約、及び競走用馬ファンドのリスクと特徴を十分ご理解の上、お申し込み下さい。

愛馬会法人は予約の出資申込を受付後に『入会申込書・出資申込

書（兼出資契約書）』及び『預金口座振替依頼書』及び『反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確認書（※本書面「3. (2)」参照）』（本書面において「入会書類等」という）を顧客に送付します（普通郵便）。顧客が法人の場合には『連帯保証書』も送付します。顧客は「入会書類等」を予約の出資申込日（請求書発行日）より10日以内（原則）に必着で愛馬会法人に送付して下さい。郵便配達事情等により入会書類等の到着が返送期日を過ぎる場合がありますが、その時点で出資申込は無効とはなりません。「入会書類等」到着後、愛馬会法人は入会審査を行い、『請求書』を顧客に送付します（転送不要簡易書留郵便等）。送付先は『本人確認書類』と同じ住所となります。

※契約成立（締結）日は『請求書』発行日となります。

※『預金口座振替依頼書』の預金者名（口座名義人）は契約者本人に限ります。

顧客は合計請求金額を予約の出資申込日（請求書発行日）より15日以内に愛馬会法人指定の金融機関口座に振り込んで下さい。

ii 請求書の記載項目

- ・入会金：11,000円（税込。消費税率によって金額に変更が生じる可能性もあります）
- ・一般会費：※本書面「4. (1)」参照。

・競走馬出資金：一括払の場合には全額。分割払の場合には初回分。分割払の回数は最大5回。ただし、当該出資馬が2歳5月1日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に到達するまでに支払の完了が必要となるため分割払の回数は出資申込日等により短縮されます。

※当該出資馬が1歳11月の場合は5回、1歳12月の場合は4回です。募集馬パンフレットP.12を参照下さい。

※保険金が支給された場合には、競走馬出資金の未払額の全額を繰り上げてお支払い頂く場合があります。本書面「4. (3)」参照。

・維持費出資金：※本書面「4. (2)」参照。

・保険料出資金：※本書面「4. (3)」参照。

・消費税

②既に入会している顧客

i 出資方法並びに出資金等の支払期日及び支払方法

a 一次募集（先行受付）※募集馬パンフレットP.17を参照下さい。

顧客はオフィシャルサイト内の出資申込フォームにて出資申込を行って下さい。出資申込フォームに記載の注意事項、愛馬会規約、及び競走用馬ファンドのリスクと特徴を十分ご理解の上、お申し込み下さい。インターネット環境が整わない等、オフィシャルサイトからの出資申込を希望しない顧客は、事前に愛馬会法人に通知して下さい。弊社から送付する『出資申込書（兼出資契約書）』に必要事項を記入して募集馬パンフレットに記載の指定期日以内に愛馬会法人に送付して出資申込を行って下さい。ただし、以前に愛馬会法人との間に成立した契約を不履行の顧客、毎月20日に発行する『請求書』の支払義務の遅延、不履行の顧客、書類の記入漏れや不備の顧客は有効ポイント数の有無に関わらず、出資申込を断る場合があります。

※オフィシャルサイト内の入会申込フォーム『新規申込』からの出資申込は一切無効となります。必ずログイン後、会員専用の出資申込フォームより出資申込を行って下さい。

愛馬会法人は抽選等が行われ、出資が確定した際に『出資に関する計算書』を顧客に送付します。

『出資に関する計算書』の合計請求金額を2025年12月20日発行（2025年11月分）の請求書に計上します。口座振替日は2026年1月5日となります。口座登録未了等の理由によりお振り込み頂く場合があります。

※契約成立（締結）日は2025年11月22日となります。

※本書面「9.匿名組合契約の解除に関する事項」参照。

※出資申込後、成立した契約に関する支払義務の遅延、不履行の顧客は、会員資格が喪失します（※本書面「3. (4)」参照）。

※一次募集（先行受付）終了後、一次募集（先行受付）で抽選に漏れた方のみを対象とする限定受付が行われます。受付日時、受付方法等の詳細は募集馬パンフレットP.18を参照下さい。

b 二次募集（通常受付）※募集馬パンフレットP.18を参照下さい。

一次募集（先行受付）終了後は二次募集（通常受付）を開始します。

顧客は原則、オフィシャルサイト内の出資申込フォームにて出資申込を行って下さい。出資申込フォームに記載の注意事項、愛馬会規約、及び競走用馬ファンドのリスクと特徴を十分ご理解の上、お申し込み下さい。ただし、以前に愛馬会法人との間に成立した契約を不履行の顧客、毎月20日に発行する『請求書』の支払義務の遅延、不履行の顧客、書類の記入漏れや不備の顧客は有効ポイント数の有無に関わらず、出資申込を断る場合があります。

※オフィシャルサイト内の入会申込フォーム『新規申込』からの出資申込は一切無効となります。必ずログイン後、会員専用の出資申込フォームより出資申込を行って下さい。

愛馬会法人は出資申込を受付後に『出資に関する計算書』を顧客に送付します。

※インターネット環境が整わない等の理由で、電話で出資申込を行った場合、及びオフィシャルサイト会員専用ページのパスワード等を受け

取っていない会員がログインせずにオフィシャルサイトの入会申込フォーム『新規申込』にて出資申込を行った場合、愛馬会法人は出資申込を受付後に『出資に関する計算書』の他に『出資申込書（兼出資契約書）』を顧客に送付します。顧客は『出資申込書（兼出資契約書）』に必要事項を記入して必ず送付して下さい。『出資申込書（兼出資契約書）』は顧客台帳として愛馬会法人が保管します。

『出資に関する計算書』の合計請求金額を申込日の属する月の翌月20日発行（申込日の属する月分）の請求書に計上します。口座振替日は申込日の属する月の翌々月1日（金融機関休業日の場合は翌営業日）となります。口座登録未了等の理由によりお振り込み頂く場合があります。

※契約成立（締結）日は『出資に関する計算書』発行日となります。

※本書面「9.匿名組合契約の解除に関する事項」参照。

※出資申込後、成立した契約に関する支払義務の遅延、不履行の顧客は、会員資格が喪失します（※本書面「3. (4)」参照）。

ii 『出資に関する計算書』の記載項目

・競走馬出資金：一括払の場合には全額。分割払の場合には初回分。分割払の回数は最大5回。ただし、当該出資馬が2歳5月1日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に到達するまでに支払の完了が必要となるため分割払の回数は出資申込日等により短縮されます。

※当該出資馬が1歳11月の場合は5回、1歳12月の場合は4回です。募集馬パンフレットP.12を参照下さい。

※保険金が支給された場合には、競走馬出資金の未払額の全額を繰り上げてお支払い頂く場合があります。本書面「4. (3)」参照。

・維持費出資金：※本書面「4. (2)」参照。

・保険料出資金：※本書面「4. (3)」参照。

(2)反社会的勢力ではないこと等に関する表明、確約

①顧客は現在又は将来にわたって、次に掲げる反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約します。

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係企業の役員、及び従業員、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ
- ・特殊知能暴力集団等
- ・暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者
- ・その他前記に準ずる者

②顧客は現在又は将来にわたって、前号に掲げる者、又はこれらと密接な交友関係にある者(以下「反社会的勢力等」という)と次に掲げるいずれかに該当する関係がないことを表明、確約します。

- ・反社会的勢力等により、その運営を支配されている関係
- ・反社会的勢力等が、その運営に実質的に関与している関係
- ・自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなどの目的で、反社会的勢力等を利用している関係
- ・反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- ・その他、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

③顧客は自ら又は第三者を利用して次に掲げる行為を行わないことを表明、確約します。

- ・法的な責任を超えた不当な要求行為。又は暴力的な要求行為
- ・取引に関しての脅迫的な言動。又は暴力を用いる行為
- ・風説の流布又は偽計、威力により信用を毀損させて業務を妨害する行為
- ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、及び不正、不法取引に利用する行為
- ・その他前記に準ずる行為

④顧客は前各号①、②、③の表明、確約のいずれかに、確約に反する事実が認められた場合、又はこの表明、確約が虚偽の申告であることが認められた場合には、通知の有無に関わらず、会員資格及び出資契約が喪失しても一切の異議を申し立てることができません。又、これにより損害が生じて責任は全て顧客が負います。

(3)マイナンバー制度

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の規定に基づき、顧客のマイナンバーの収集、管理等は愛馬会法人が行います。顧客は愛馬会法人所定の方法でマイナンバー（社会保障・税番号）を提示します。マイナンバーは愛馬会法人の行う金融商品取引に関する支払調書作成事務（顧客の所得税源泉徴収に関する官公庁への届出事務）に限り使用されます。マイナンバー（社会保障・税番号）を提示しない場合、以後の出資申込を断る場合があります。

(4)会員資格の喪失

顧客が一般会費、競走馬出資金、維持費出資金、保険料出資金の支払義務を2ヶ月以上に渡って不履行、又は過去1年間に4回以上の支払義務の遅延、不履行、又は成立した契約に関する支払義務の遅延、不履行の場合、及び愛馬会法人、クラブ法人に不利益を及ぼし、あるいはその可能性が生じた場合、又は次の事項に該当して愛馬会法人の円滑な運営を妨げた場合、愛馬会法人からの警告に対し支払義務の遅延、不履行に改善が見られないと愛馬会法人が判断した場合には愛馬会法人はポイント（※本書面「3. (9)」参照）を取り消した上で、退会を求める場合があります（退会を求めなかった場合においても、新たな出資申込を断る場合があります）。なお、顧客が所有していた支払金及び精算金の受領（※本書面「27.」に関する分配金の

受領も含む)を含む一切の権利は愛馬会法人に帰属します。顧客から納入された入会金、一般会費、競走馬出資金、維持費出資金、保険料出資金等は一切返金しません。また、以後の入会を断る場合があります。

- ・本書面「12. (4)」に違反した場合
- ・事業目的を含めて愛馬会法人、クラブ法人と密接な関わり合いのあるよう装う等の行為を行った場合
- ・愛馬会法人以外の関係各所に、みだりに訪問する等の迷惑行為を行った場合
- ・馬主登録の有無に関わらず、当該出資馬について馬主行為を行った場合、又は、調教師、調教助手、騎手、厩務員、牧場関係者等と接触、又は接触に準ずる行為を行った場合
- ・愛馬会法人に登録されているオフィシャルサイトのユーザー I D、パスワードを公表漏洩した場合
- ・愛馬会法人に権利が属する画像、映像、オフィシャルサイトの情報等を無断に複製・転載等を行った場合
- ・愛馬会法人に権利が属する画像、映像、オフィシャルサイトの情報等の複製・転載等を事業目的で行った場合
- ・愛馬会法人に権利が属する映像等を事業目的で再生、放映した場合
- ・愛馬会主催のイベント等で撮影した写真、画像、映像等の使用を事業目的で行った場合
- ・愛馬会法人、クラブ法人、当該出資馬、牧場等、それらの関係者に対して公共の媒体(テレビ、ラジオ、インターネット、SNS、雑誌等)又は公の場で誹謗中傷と受け取れる内容の発言等を行い、社会的評価を低下させ、愛馬会法人及びクラブ法人に不利益を及ぼし、あるいはその可能性が生じた場合、またはその可能性の疑いが生じた場合
- ・オフィシャルサイト掲載以外の当該出資馬等の未確定情報を公共の媒体等で公表、発信し、愛馬会法人及びクラブ法人に不利益を及ぼし、あるいはその可能性が生じた場合
- ・電話、メール等により愛馬会法人、クラブ法人、当該出資馬、牧場等、それらの関係者に対して暴力的、又は誹謗中傷と受け取れる内容、その他これらに準ずる発言等を行い、愛馬会法人、クラブ法人の円滑な運営を妨げる迷惑行為を行った場合
- ・不当性を欠く威圧的な言動や暴言、脅迫行為、尊厳を傷つける行為、不当な要求等を行い、愛馬会法人、クラブ法人、当該出資馬、牧場等、それらの関係者に迷惑行為を行った場合
- ・暴力団等反社会的勢力とみなされる場合
- ・愛馬会法人が会員に提供、販売する物品及び記念品等(ゼッケン、クオカード含む)を転売目的で公にするなどの迷惑行為を行った場合
- ・当該出資馬が引退・運用終了し、運用中の競走用馬ファンドを有しない顧客が、音信不通となった場合
- ・上記の他、公序良俗に反する行為を行った場合

※本書面「3. (4)」の記載事項に該当した場合、愛馬会法人およびクラブ法人はしかるべき対応(法的措置)をとらせて頂く場合があります。

(5)商品投資受益権の名称

募集馬によって異なります。募集馬パンフレット参照。

(6)販売予定総額及び販売予定口数

募集馬によって異なります。募集馬パンフレット参照。

(7)販売単位

1頭を500口に分割し、愛馬会法人は全ての募集馬について1口単位で販売しています。

(8)出資申込期間及び出資申込取扱場所

①出資申込期間

募集開始日及び募集期間は募集馬パンフレット参照。競走馬登録の手続きを行う時点、販売予定口数に達した時点、又は2026年8月31日の正午で募集終了となります。

②出資申込取扱場所

愛馬会法人の営業所において営業時間内(月曜日～金曜日10:00～18:00 土曜日、日曜日、祝日は休業)にオフィシャルサイト内の出資申込フォーム(営業時間外も受付可)、又は電話により受付を行っています。一次募集(先行受付)の受付期間、及び二次募集(通常受付)開始後は随時オフィシャルサイト内の出資申込フォーム等で受付を行っていますが、二次募集(通常受付)は申込状況等に応じて電話のみの受付となる場合があります。また、オフィシャルサイト内の出資申込フォームから受付を行った際、その時点で既に販売予定口数を超過している場合がございます。一旦、自動返信で出資受付完了の通知は行われますが、愛馬会法人は当該出資受付が無効となる旨を顧客に案内します。

③払込みの期日及び方法

※本書面「3. (1)」参照。

(9)競走馬出資金のポイント制度

愛馬会法人は競走馬出資金の支払金額に応じた特典(本書面において「ポイント」という)を当該出資馬の顧客に付与します。ポイントは1ポイント=1円の換算で新たな出資申込を行う募集馬の競走馬出資金に充当できます。

①発生条件

顧客が実際に支払う競走馬出資金に所定の割合を乗じて発生します。発生率は募集馬パンフレット参照。1ポイント未満は切り捨て。ポイント充当分は差し引いて計算されます。愛馬会法人は顧客に事前の告知を行わ

ずに発生条件を変更できます。なお、変更前に発生したポイントに全く影響はありません。

②付与及び通知の方法

愛馬会法人は出資申込を行った募集馬の出資金等の全額の支払を完了した月の翌月20日に顧客に付与します。ただし、当該出資馬が1歳12月到達前に支払を完了した場合には運用開始予定日の2歳1月1日に付与します。有効ポイント数は毎月20日に発行する『請求書』で通知します。募集馬パンフレット参照。

③充当の方法

顧客は新たな出資申込を行う際に充当の意思を事前に申し出て下さい。ただし、一般会費、維持費出資金、保険料出資金、商品等の購入代金には充当できません。また、金銭には換えられません。ポイント充当の意思を申し出ていても有効なポイントが無い場合は充当できません。なお、充当できない旨に関する通知は行いません。予めご承知おき下さい。

④有効期限

会員資格を有する限り有効となります。

⑤消滅及び返還

ポイントを充当して新たな出資申込を行った募集馬が2歳到達前に運用終了となった場合には競走馬出資金が返金されますので当該出資馬の支払で発生したポイントは消滅します。なお、出資の際に充当したポイントは顧客に返還されます。本書面「3. (11)」の場合も同様の取り扱いとなります。

⑥譲渡の禁止

本書面「10.」が適用されます。

(10)母馬優先制度

2025年募集馬(2024年産)の牝馬が繁殖入りした後、産まれた産駒が募集された場合に、当該母馬に出資していた会員の方が優先的に出資することが可能な制度です。母馬優先枠の口数、お一人様あたりの申込口数制限等、各年毎に規定を設けます。規定等の詳細については、その対象となる産駒の募集馬パンフレットを参照下さい。

①申込状況等により出資申込を受け付けすることが出来ない場合もありますので、出資申込が確約する制度ではありません。

②当該母馬に係る維持費出資金等の支払義務の不履行や遅延が一度でも行われた場合、当該母馬の産駒についての母馬優先制度の権利は失効します。

③母馬優先制度の権利は会員資格を有する限り有効となります。ただし、本書面「3. (4)」、「3. (10) ②」、「25.」の場合、母馬優先制度の権利は失効します。

(11)販売の取り止め

当該出資馬の馬体状況等により愛馬会法人は募集馬パンフレットに記載された競走用馬ファンドの販売を取り止める場合があります。販売取り止めの判断、決定は愛馬会法人が行います。販売を取り止める場合、愛馬会法人は速やかに公表します。販売の取り止めは当該出資馬が2歳到達時(1月1日)の運用開始予定日より前に行うものとし、顧客から納入された当該出資馬の競走馬出資金、保険料出資金は顧客に全額返金されます。

(12)再販売

本書面「3. (11)」により販売取り止めとなった競走用馬ファンドについて、当該出資馬の馬体状況に回復が見られる等の理由により、愛馬会法人は再販売を行う場合があります。再販売の判断、決定は愛馬会法人が行います。再販売の対象者は従前の匿名組合契約の顧客のみに限られる場合があります。また、販売条件等につきましては、募集馬パンフレットの記載と同一ではない場合があります。

4. 愛馬会法人が顧客から徴収する一般会費及び追加出資金等の徴収方法

愛馬会法人は出資申込を受付後に『出資に関する計算書』(新規入会は『請求書』)を顧客に送付します。

『出資に関する計算書』の合計請求金額を申込日の属する月の翌月20日発行(申込日の属する月分)の請求書に計上します。申込日の属する月の翌々月1日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座振替にてお支払い頂きます。口座登録未了等の理由によりお振り込み頂く場合があります。新規入会の顧客は『請求書』の合計請求金額を指定期日内に愛馬会法人指定の金融機関口座に振り込んで下さい。

以後は支払義務が発生する前月20日に『請求書』を顧客に発行し、毎月1日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座振替による徴収を行います。ただし、口座振替の手続きが完了していない場合及び支払義務の不履行等の事由により口座振替を行えない場合には『請求書』に記載の指定期日内に愛馬会法人指定の金融機関口座に振り込んで下さい。

※代金回収受託会社は「みずほファクター(株)」となります。

※請求書等の再発行等を希望の顧客は、送料等の実費用、及び発行手数料等の支払いを求められる場合があります。

(1)一般会費

愛馬会法人を運営するための費用等に充てられ、入会月分(愛馬会法人が予約の出資申込を受付した日の属する月分)から顧客1名あたり毎月2,750円(税込。消費税率によって金額に変更が生じる可能性もあります)の負担義務が発生します。当月分は翌々月1日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に徴収を行います。ただし、新規入会の顧客は入会月分の一般会費、入

- 会金、競走馬出資金等を合わせた『請求書』の合計請求金額を指定期日内に愛馬会法人指定の金融機関口座に振り込んで下さい。当該出資馬が全て引退した場合や種牡馬賃貸契約期間（本書面「27.」参照）でも必要な費用です。
- (2)維持費出資金
- 当該出資馬の運用において生じる費用（育成費、厩舎預託料、各種登録料、輸送費等）に充てられ、出資申込日（新規入会の顧客は予約の出資申込日）に関わらず当該出資馬の2歳1月分より毎月1頭あたり70万円（2021年産募集馬より適用となります。2020年産以前の募集馬は従来通り毎月1頭あたり60万円となります。また、毎月1頭あたりの維持費出資金は、飼養管理費や輸送費等の価格上昇等の事由により金額に変更が生じる可能性もあります。その際は金額に変更が生じる3ヶ月以上前に顧客に書面、又は電磁的方法で通知します）を販売予定口数で除した額の負担義務が発生します。当月分は翌々月1日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に徴収を行います。ただし、新規入会の顧客は2歳1月から入会月分までの維持費出資金、一般会費、入会金、競走馬出資金等を合わせた『請求書』の合計請求金額を指定期日内に愛馬会法人指定の金融機関口座に振り込んで下さい。なお、残余額が生じた場合には引退精算分配の方法により顧客に支払います。維持費出資金の範囲内で賄えない超過額が生じた場合には顧客の負担義務が発生します。当該超過額は引退した月分の維持費出資金に加算する方法、又は支出が多く見込まれる場合等、運用中において事前に顧客に通知した上で徴収を行う場合もあります。
- (3)保険料出資金
- 当該出資馬が民間の保険会社が取り扱う競走用馬保険（保険会社が死亡と認定した場合に支給を受ける保険）に加入するための費用に充てられ、出資申込日（新規入会の顧客は予約の出資申込日）に関わらず2歳馬分より顧客に負担義務が発生します。保険年度は1月1日から12月31日までとし、2歳馬分（2026年度分）は出資申込の際に発行する『出資に関する計算書』（新規入会は『請求書』）に計上されます。3歳馬分及び4歳馬分は当該馬齢に到達する前年12月1日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座振替による徴収を行います。原則的に5歳以上馬は加入しません。
- 愛馬会法人から競走用馬を現物出資されたクラブ法人は保険約款に基づいて当該出資馬の競走用馬保険に対応します。当該保険約款を要約すると以下の通りです。
- ・当該出資馬の健康状態を理由として保険に加入できない場合及び限定条件付きの保険に加入する場合があります。
 - ・保険金額は2歳馬が募集価格（総額）の100%、3歳馬が70%、4歳馬が50%とします。ただし、当該出資馬がGⅢ以上の平地重賞競走（海外におけるGⅢ以上、地方競馬におけるJpnⅢ以上、および新設もしくは条件変更などの理由により本来の格付が付されなかった場合の重賞競走を含む）において優勝した場合には、馬齢を問わず、保険加入率は100%となります（保険加入日等の詳細は保険会社規定に準ずる）。不足金額が生じた場合には顧客の負担義務が発生します。また、種牡馬としての価値が保険金額を著しく上回ると想定されるなど、顧客の利益保護を主な目的として保険金額を増額する判断を愛馬会法人が行う場合があります。この増額に対する保険料は顧客に負担義務が発生します。
 - ・加入する競走用馬保険には以下の通り特約条項があります。競走能力喪失の診断を受けた場合、死亡保険加入金額の10%が給付されます。また、競走能力喪失の診断を受けた当該出資馬が未出走、且つ中央競馬馬主相互会の競走能力喪失に係わる「規程3号・4号の事故見舞金」支給要件に該当しない場合、死亡保険加入金額の50%が給付されます。ただし、いずれの場合も練習を含む障害飛越行為に起因する事故等は特約条項の対象外となります。
 - ・年間の保険料は保険金額の3.2%となります（2025年10月現在）。
 - ・当該出資馬が障害競走に出走する場合でも保険は解約しません。なお、練習を含む障害飛越行為に起因する事故等は保険の対象外となります。
 - ・保険期間の途中で解約した際に保険会社から解約返戻金が支払われた場合には引退精算分配の方法により顧客に支払います。
 - ・分割払による競走馬出資金の未払額が残る時点で保険金が支給された場合には、競走馬出資金の未払額の全額を繰り上げてお支払い頂く場合があります。なお、当該保険金は引退精算分配の方法により顧客に支払います。
 - ・当該出資馬に不慮の事故が起こった場合、支給された保険金とその損害全てに対する補填とし、顧客は愛馬会法人、及びその関係者に対して損害賠償請求は一切できません。
- (4)海外競馬出走出資金
- 当該出資馬が海外の競馬に出走するための費用（検疫・輸送の帯同人費、登録料、海上保険等）に充てられ、競走成績に関わらず顧客に負担義務が発生します。費用が計算される以前に概算による見込額の徴収を行い、費用が計算された以後に不足額の徴収を行います。なお、残余額が生じた場合には引退精算分配の方法、または愛馬会法人所定の方法で顧客に支払います。
- (5)祝賀行事に係る費用
- GⅠ競走（JpnⅠ、J・GⅠ、海外、地方を含む）に優勝した際に当該出資馬の顧客が愛馬会法人の案内により行う場合がある祝賀会及び記念品の制作等の祝賀行事のための費用に充てられ、当該出資馬の顧客に出資口数に応じて負担義務が発生します。費用が計算される以前に優勝本賞金の10%

- 以内で概算による見込額の徴収を行い、費用が計算された以後に残余額が生じた場合には愛馬会法人所定の方法で顧客に支払います。なお、祝賀行事に係る費用は匿名組合契約に係る出資・分配とは取り扱われませんので当該出資馬の運用に影響はありません。
- (6)請求書発行事務手数料
- 請求書の発行についてメール送信の登録がある場合は発生しません。郵便での送付の場合は、一般会費とは別に各月毎にお支払い頂きます。入会月分の翌月分から顧客1名あたり毎月220円（税込。消費税率によって金額に変更が生じる可能性もあります）の負担義務が発生します。当月分は翌々月1日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に徴収を行います。なお、請求書発行事務手数料は匿名組合契約に係る出資（必要経費）とは取り扱われません。
- ※請求書発行についてメール送信の登録をしている顧客は原則、負担義務はありませんが、支払義務の遅延や不履行の顧客は、請求書のメール送信の登録がある場合でも郵便での送付となるため、請求書発行事務手数料をお支払い頂きます。
- ※愛馬会がやむを得ない事由と判断した場合は、負担義務は発生しません。
- ※2026年1月20日発行請求書の送付分（手数料は2026年2月20日発行請求書に計上）より適用となります。
- 【メール送信の登録方法】は以下参照。
- オフィシャルサイトマイページ内の「メールアドレス登録」より、以下の2つの登録を行って下さい。①請求書のメール送信を受信するためのメールアドレスの入力、②請求書メール配信を希望するにチェックマーク☑を入力して下さい（登録手順詳細は「マイページ内」【登録・変更手順（PDF）】参照）。
- ## 5. 匿名組合損益の帰属
- クラブ法人は計算期間末に匿名組合契約に係る損益計算書を作成します。当該損益計算は賞金等の収入から維持費出資金（厩舎預託料等）、保険料出資金、競走馬の減価償却費、進上金、営業手数料等の費用を控除して利益あるいは損失を算出します。算出された匿名組合損益は出資馬に対する顧客に出資口数に応じて帰属します（ただし、税務に関しては本書面「6.」参照）。
- ## 6. 顧客への利益分配額に対する課税方法及び税率
- 愛馬会法人は、確定申告用の資料として『匿名組合契約に基づく利益分配の支払調書』等を毎年12月末日の計算期間終了時から3ヶ月以内に顧客に送付します。
- ※法人顧客の決算期間等に対応する上記資料等の作成および発行等は一切行いません。
- (1)個人顧客（愛馬会法人の個人会員）
- 「獲得賞金分配対象額」のうち「利益分配額」は雑所得として他の所得と合算されて通常の所得税率により総合課税されます（分配の際に源泉徴収の対象として徴収された所定の所得税は確定申告時に精算となります）。
- 計算期間中に当該出資馬の匿名組合契約から生じた損失金は次の計算期間以降に生じた利益により填補されるまで繰り越すため、他の出資馬の匿名組合契約から生ずる利益に対する必要経費に算入できません。なお、当該出資馬の匿名組合契約終了時に生じた損失金は雑所得内で損益通算できません。
- (2)法人顧客（愛馬会法人の法人会員）
- 「獲得賞金分配対象額」のうち「利益分配額」は法人税の課税所得の計算上では益金の額に算入して通常の法人税率により課税されます。また、期末における当期損益分配額が損失の場合には当該損失金は当該法人顧客の課税所得の計算上では損金の額に算入されます。
- 当該出資馬の匿名組合契約終了時に「利益分配額」として受け取った金額は益金として通常の法人税により課税されます。一方、当該出資馬の匿名組合契約終了時に生じた損失金は法人税の課税所得の計算上では損金の額に算入されます。
- ## 7. 匿名組合契約期間に関する事項
- 当該出資馬の匿名組合契約期間は顧客と愛馬会法人との匿名組合契約成立日から当該出資馬の引退・運用終了後に愛馬会法人が精算金等の支払を顧客に完了した期日までとします。
- ## 8. 匿名組合契約の変更に関する事項
- 当該出資馬の匿名組合契約は当該契約が終了するまで本書面に記載する事項の内容が適用されますが、仮に変更せざるを得ない事態が生じた場合には愛馬会法人は原則として顧客に同意を得た上で変更を行います。
- 現行で適用される法律の改正及びその他の法律の適用を新たに受ける場合には、その法律が優先されるため記載事項の内容について変更せざるを得ない場合があります。
- ## 9. 匿名組合契約の解除に関する事項
- (1)解約の可否及び条件
- 顧客は契約成立（契約成立時とは『出資に関する計算書』（新規入会は『請求書』）の発行日）から引退・運用終了まで契約を解除できません。ただし、退会及び会員資格の喪失等による場合又は当該出資馬の出資申込を受付後に送付する『出資に関する計算書』（新規入会は『請求書』）の発行日（契約成立時）から7日を経過するまでに愛馬会法人に電話連絡等による確認を

行った上で、当該契約を解除する旨を書面で通知し、愛馬会法人が止むを得ないと判断した場合を除きます。なお、返金手続の振込手数料は顧客に負担義務が発生します。また、かかる契約解除が頻繁に行われた場合、以後の入会及び出資申込を断る場合があります。成立した契約に関する支払義務の遅延、不履行の顧客は、会員資格が喪失します（※本書面「3.（4）」参照）。退会及び会員資格の喪失等により、顧客が所有していた競走用馬ファンドに関わる権利義務は、愛馬会法人に帰属します。顧客から納入された入会金、一般会費、競走馬出資金、維持費出資金、保険料出資金等は一切返金しません。

(2) 契約解除によるファンドへの影響

退会及び会員資格の喪失等による契約解除が多数あった場合でも当該出資馬の運用に影響はありません。

(3) クーリング・オフ制度の適用を受けない旨

競走用馬ファンドは金融商品取引法第37条の6（書面による解除）の適用を受けず、クーリング・オフ制度（契約成立直後の一定期間内における無条件契約解除）はありません。

10. 商品投資受益権の譲渡に関する事項

顧客は商品投資契約上の地位又は商品投資契約上の権利及び義務を第三者に譲渡できません。また、質入、担保設定、その他一切の処分はできません。ただし、顧客が愛馬会法人に事前に、且つ速やかに書面等で通知した上で愛馬会法人の承諾を得た相続、遺贈、その他これらに準ずる譲渡の場合（いずれの場合も包括承継のみ）又は愛馬会法人に譲渡する場合を除きます。相続、又は遺贈による包括承継を放棄する場合は、任意に退会することができます（※本書面「25.」参照）。

11. 顧客から出資された財産の投資の内容及び方針に関する事項

(1) 商品投資の内容及び投資制限

顧客から出資された財産は金融商品取引業等に関する内閣府令第7条4号ニに記載の競走用馬投資関連業務の規定に基づき、競走用馬（競馬法第14条及び第22条に基づき、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会【馬主登録の申請を行い、馬主登録を受けた場合に限る】が行う登録を受け又は受けようとする競走用馬）に限定して投資を行います。

(2) 借入れ、集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無

① 借入れ

当該出資馬の運用において生じる費用は顧客から出資される維持費出資金で充当します。顧客から出資された維持費出資金で賄えない超過額が発生した場合及び見込むことが困難な出来事に伴う費用は一時的に愛馬会法人等から資金を借入れて補い、当該匿名組合契約の損益計算を通じて顧客に負担義務が発生します。

② 集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無

クラブ法人は日本中央競馬会等から支払われた賞金等を活用して別のファンド等への投資は一切行いません。また、愛馬会法人においても「利益分配額」、「出資返戻金」を活用して別のファンド等への投資は一切行いません。

(3) 当該出資馬の繰上げ運用終了の有無

当該出資馬は馬体状況及び競走成績等により運用終了日が繰り上がる場合があります。

(4) 運用開始予定日

当該出資馬の運用開始予定日は2歳到達時（1月1日）とします。ただし、再登録（再ファンド）を行った当該出資馬の運用開始日は愛馬会法人が当該出資馬の所有権を再取得した日とします。また、追加募集を行った当該出資馬の運用開始日は募集要項が定める条件とします。

(5) 運用終了予定日

愛馬会法人が現物出資した当該出資馬はクラブ法人が馬体状況及び競走成績等を考慮し、その所有権により引退・運用終了の決定及び手続きを行いますので運用終了予定日は未定です。また、当該出資馬の引退後における第三者等への売却等もしくは無償供与等についての判断はクラブ法人が行います。

牝馬は原則として6歳3月末日を引退・運用終了期限とします（6歳3月に出走した場合、又は出走を予定していたが、出走しない場合で暦の都合上、引退日が4月になる場合も含む）。ただし、馬体状況及び競走成績等を考慮して運用終了日が繰り上がる場合があります。また、6歳3月末日以降も運用を続行する場合には愛馬会法人はその旨を事前に顧客に通知します。

牡馬（去勢馬を含む）は引退・運用終了期限の規定はありません。なお、当該出資馬が種牡馬賃貸（リース）契約に基づいて種牡馬として供される場合には賃貸収入が顧客に数年間に渡って分割で支払われる場合があります（※本書面「27.（2）」参照）。この場合は当該賃貸収入が顧客に最後に支払われた時を運用終了とします。

(6) 競走用馬ファンドの運用に係る計算期間

当該出資馬の計算期間は原則として毎年1月1日に開始して12月31日に終了し、毎年12月31日を決算日とします。ただし、引退・運用終了日等によっては翌計算期間に属する場合があります。

(7) 顧客から出資された財産の分別管理

金融商品取引法第40条の3及び内閣府令第125条に基づき、クラブ法人、愛

馬会法人は固有の財産と顧客から出資された財産を分別して適切な資金管理を行います。分別管理の実施状況につきましては、匿名組合運用に係る出資金等について速やかに顧客の財産を管理する口座に移動します。また、毎月末締めで、銀行口座残高と競走用馬ファンド別の管理帳簿との照合を行い、分別管理が適切に行われていることを確認します。なお、クラブ法人、愛馬会法人の固有財産の口座は以下の通りです。

・クラブ法人

みずほ銀行 新宿南口支店 普通預金 1156281

口座名義 株式会社ロードホースクラブ

・愛馬会法人

みずほ銀行 新宿南口支店 普通預金 1149390

口座名義 株式会社ロードサラブレッドオーナーズ

※顧客が出資金等を振り込むための愛馬会法人指定の金融機関口座は以下の通りです。

みずほ銀行 新宿南口支店 普通預金 1362280

口座名義 株式会社ロードサラブレッドオーナーズ

12. 商品投資販売契約の種類並びに顧客の権利及び責任の範囲

(1) 商品投資販売契約の種類

商法（明治32年法律第48号、以降の改正を含む）第二篇第四章第535条により規定された匿名組合の契約形態であって、顧客が匿名組合員となり営業者（本書面において「愛馬会法人」という）に出資し、愛馬会法人が行う営業から生じる利益を匿名組合員（本書面において「顧客」という）に分配することを約束する契約です。

(2) 顧客から出資された財産に関する顧客の監視権の内容

顧客は金融商品取引法第47条の3により、クラブ法人及び愛馬会法人が金融商品取引法第47条の2に基づいて提出した事業報告書を愛馬会法人の営業所において縦覧できます（3営業日前に連絡の上、平日の営業時間内に限る）。

(3) 顧客から出資された財産の所有関係

顧客から出資された財産により取得した競走用馬（本書面において「当該出資馬」という）の所有権は商法第536条の規定に基づいて愛馬会法人に帰属します。愛馬会法人は当該出資馬の所有権により商法第535条の規定に基づいて日本中央競馬会及び地方競馬全国協会【馬主登録の申請を行い、馬主登録を受けた場合に限る】に馬主登録のあるクラブ法人に現物出資を行うことによって所有権がクラブ法人に移転します。これに伴いクラブ法人は当該出資馬の飼養管理、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会【馬主登録の申請を行い、馬主登録を受けた場合に限る】の競走用馬としての登録、当該出資馬を預託する調教師（運用期間中における調教師の変更、再登録時の調教師も含む）、出走する競走（海外を含む）、騎手の選択等、当該出資馬の引退手続き及び引退後の第三者等への売却等の処分（※本書面「11.（5）参照」）を行います。

(4) 顧客の第三者に対する責任の範囲

顧客は組合員として匿名組合契約に基づいて出資した資金及びそれより得られた利益の範囲内で愛馬会法人の行為に責任を負います。また、愛馬会法人の経営及び運用管理には参加できません。

顧客は出資者であるが故を以て当該出資馬について馬主行為を行えず、当該出資馬について調教師、調教助手、騎手、厩務員等と接触できず、日本中央競馬会等の厩舎地区に立ち入ることはできません。当該出資馬に関しての問い合わせ等は必ず愛馬会法人を通じて行って下さい。

(5) 出資された財産が損失により減じた場合の顧客の損失分担に関する事項

競走用馬は個々の能力面、健康面の要因により競走に出走せずに引退する場合があります。また、出走しても競走成績によっては獲得賞金が出資元本を下回る場合があります。そのため競走用馬ファンドに収入及び収益の保証はありません。出資元本の保証はありません。

当該出資馬に関する顧客の損失負担は2歳到達時（1月1日）より発生します。2歳到達前に死亡、競走能力喪失、何らかの止むを得ない事由により匿名組合契約を解除する場合には当該出資馬の競走馬出資金、保険料出資金は顧客に全額返金されます。ただし、2歳到達後は顧客から納入された入会金、一般会費、競走馬出資金、維持費出資金、保険料出資金等は一切返金しません。また、分割払による競走馬出資金の未払額が残る場合は支払の完了が必要となります。

(6) 顧客から出資された財産に関する収益及び出資馬の売却に伴う代金の受領権

顧客は当該出資馬の出資金等の支払義務の履行によって以下の受領権を出資口数に応じて所有します。

① 賞金の受領権

顧客はクラブ法人が当該出資馬を競馬に出走させて得た本賞、距離別出走奨励賞、内国産馬所有奨励賞、付加賞、出走奨励金の合計額（本書面において「賞金」という）から進上金、日本中央競馬会等からの賞金交付時に係る源泉徴収所得税、消費税、クラブ法人営業手数料、クラブ法人が愛馬会法人に支払う際の匿名組合契約の「利益分配額」に係る源泉徴収所得税、愛馬会法人営業手数料の合計額（本書面において「諸経費①」という）及び愛馬会法人が顧客に支払う際の匿名組合契約の「利益分配額」に係る源泉徴収所得税（本書面において「諸経費②」という）を控除した金額（本書面において「支払金」という）の受領権を所有します。サマースプリント、サマー2000等シリーズに係る褒賞金の交付を受けた場合には賞金と同様に受領権を所有します。

②その他の受領権

顧客は前述①以外に維持費精算金、競走馬事故見舞金、競走馬登録抹消給付金・同付加金、売却代金等、JRA源泉税精算金、クラブ法人源泉税精算金、特別出走手当精算金、競走取り止め交付金、保険金、保険料解約返戻金の各項目の合計額（本書面において「精算金」という）の受領権を所有します。

i 維持費精算金

維持費精算金は顧客から納入された維持費出資金の合計額から当該出資馬の運用において生じた費用を差し引いて計算します。

ii 競走馬事故見舞金、競走馬登録抹消給付金・同付加金

日本中央競馬会の施設内における特定の事故に遭った場合及び日本中央競馬会の競走用馬としての登録を抹消する場合に中央競馬馬主相互会の規程に基づいて支給を受けます。

※休養加療期間のある競走馬事故見舞金の計上時期は、休養加療期間経過後、又は支給金額が確定した時点（返還不要となった時点）となります。

iii 売却代金等

・牡馬は売却により得た代金から消費税を控除した額を顧客に支払います。また、再登録する予定で売却する場合には、10万円（税込）となります（※本書面「24.」参照）。種牡馬として売却する場合には、その代金の60%相当額となります（※本書面「27.」参照）。種牡馬として繁殖先は無償で寄贈する場合があります。ただし、乗馬として転用する場合及び死亡した場合には適用されません。

※馬体状況及び競走成績等により無償供与の場合があります（2023年産募集馬より適用されます。ただし、種牡馬として無償で寄贈する場合はこの限りではありません）。

・牝馬はケイアイファームが買い戻しを希望した場合には、募集価格（総額）の10%から消費税を控除した額を顧客に支払います（本書面において「10%ルール代金」という）。第三者に売却する場合には、その売却により得た代金から消費税を控除した額を顧客に支払います。ただし、乗馬として転用する場合、競走能力喪失及び死亡した場合には適用されません。

※馬体状況及び競走成績等により無償供与の場合があります（2023年産募集馬より適用されます）。

iv JRA源泉税精算金

日本中央競馬会等からの賞金交付時に係る源泉徴収所得税はクラブ法人の決算において法人税額として精算します。当該精算額はJRA源泉税精算金として年次分配の方法によりクラブ法人が愛馬会法人に支払い、支払いを受けた愛馬会法人は顧客に支払います。

v クラブ法人源泉税精算金

クラブ法人が愛馬会法人に支払う際の匿名組合契約の「利益分配額」に係る源泉徴収所得税は愛馬会法人の決算において法人税額として精算します。当該精算額はクラブ法人源泉税精算金として年次分配の方法により愛馬会法人は顧客に支払います。

vi 特別出走手当精算金

クラブ法人が当該出資馬を競馬に出走させて得た特別出走手当は消費税を控除した後に年次分配の方法により顧客に支払います。

③注意事項

顧客はクラブ法人が中央競馬馬主相互会から支給を受ける診療費補助金及び装蹄費補助金等、クラブ法人が馬主として日本中央競馬会等から取得した賞品（カップ、盾、レイ、賞状、メダル、優勝DVD等）、クラブ法人及び愛馬会法人が消費税の申告を行った際の還付金の受領権を所有しません。また、市場取引馬について、クラブ法人が市場開設者から支給を受けた、重賞競走等に係る奨励金に類する金品の受領権を顧客は所有しません。

13. 競走用馬ファンドから支払われる管理報酬及び手数料等

クラブ法人は当該出資馬を競馬に出走させて得た賞金等から進上金、日本中央競馬会等からの賞金交付時に係る源泉徴収所得税（JRA源泉税）を日本中央競馬会等に控除されて支払を受けます。また、当該支払額から消費税、クラブ法人営業手数料、クラブ法人が愛馬会法人に支払う際の匿名組合契約の「利益分配額」に係る源泉徴収所得税（クラブ法人源泉税）、愛馬会法人営業手数料を控除した額を愛馬会法人に支払います。

愛馬会法人は当該支払額から愛馬会法人が顧客に支払う際の匿名組合契約の「利益分配額」に係る源泉徴収所得税（愛馬会法人源泉税）を控除して顧客に出資口数に応じて支払います。

(1) 進上金

当該出資馬を管理する調教師、厩務員及び当該出資馬に騎乗した騎手に平地競走の場合には賞金（付加賞を除く）の20%及び付加賞の5%が支払われます。なお、障害競走の場合には賞金（付加賞を除く）の22%及び付加賞の7%が支払われます。

(2) 日本中央競馬会等からの賞金交付時に係る源泉徴収所得税（JRA源泉税）

当該出資馬が1回の出走で得た賞金等（特別出走手当含む）が75万円を超えた場合には所得税が課税されます。計算方法は以下の通りです。

○源泉徴収所得税の計算式

$$\{賞金 - (賞金 \times 0.2 + 60万円)\} \times 0.1021 \quad (10.21\%)$$

※クラブ法人の決算期間に控除されたJRA源泉税はJRA源泉税精算金として年次に支払います。

(3) 消費税

当該出資馬が1回の出走で得た賞金等から消費税が控除されます。計算方法は以下の通りです。

○消費税の計算式

$$\begin{aligned} & (賞金 - 進上金 - (2)の源泉徴収所得税 - クラブ法人営業手数料 - 愛馬会法人営業手数料) \times 10 / 110 \\ & ※1円未満は切り捨て。消費税率によって計算式(10/110)に変更が生じる可能性もあります。 \end{aligned}$$

※上記計算式の賞金には特別出走手当も含まれます。

(4) クラブ法人営業手数料

日本中央競馬会等から支払われた賞金の1.5%（※優勝した場合には2%）の額を控除します。

(5) クラブ法人が愛馬会法人に支払う際の匿名組合契約の利益分配額に係る源泉徴収所得税（クラブ法人源泉税）

クラブ法人が愛馬会法人に匿名組合契約の「利益分配額」を支払う際には所得税が課税されます。計算方法は以下の通りです。

○源泉徴収所得税の計算式

$$\text{クラブ法人が愛馬会法人に支払う利益分配額} \times 0.2042 \quad (20.42\%)$$

※愛馬会法人の決算期間に控除されたクラブ法人源泉税はクラブ法人源泉税精算金として年次に支払います。

(6) 愛馬会法人営業手数料

日本中央競馬会等から支払われた賞金の1.5%（※優勝した場合には2%）の額を控除します。

(7) 愛馬会法人が顧客に支払う際の匿名組合契約の利益分配額に係る源泉徴収所得税（愛馬会法人源泉税）

愛馬会法人が顧客に匿名組合契約の「利益分配額」を支払う際には所得税が課税されます。計算方法は以下の通りです。

○源泉徴収所得税の計算式

$$\text{愛馬会法人が顧客に支払う利益分配額} \times 0.2042 \quad (20.42\%)$$

(8) 種牡馬売却手数料、種牡馬賃貸（リース）契約の手数料

※本書面「27.」参照。

※消費税法改正（平成28年4月1日以降）により、外国人騎手（中央競馬の通年免許を付与されている外国人騎手は除く）が騎乗した場合の進上金に係る消費税の申告・納税義務が役務の提供先（クラブ法人）に課されます（消費税リバースチャージ制度）。外国人騎手が騎乗した場合、進上金に係る消費税相当額を含んだ金額が日本中央競馬会等から支払われます。しかしながら、本書面「12. (6)①」、「13. (1)」、「15.」等、及び募集馬パンフレットの記載内容に変更はありません。

14. 獲得賞金分配対象額の出資返戻金と利益分配額への区分方法

獲得賞金分配対象額のうち賞金獲得時における競走馬出資金、維持費出資金、保険料出資金の累計出資金額から過去の「出資返戻金」を控除した上で当該出資馬の賞金分配月の前月末簿価を控除した金額を限度として「出資返戻金」とします。計算方法は以下の通りです。

○当該出資馬の賞金分配月の前月末簿価の計算方法

・取得価額の計算

$$\text{取得価額} = \text{当該出資馬の募集価格（総額）} + 2歳3月までの維持費出資金 \quad (210万円)$$

※ポイント等を充当した場合でも従前の募集価格（総額）とします。

※2歳3月までの維持費出資金（210万円）は変更が生じる可能性もあります。

※本書面「4. (2)」参照。

・減価償却累計額の計算

$$\text{取得価額} \div 48 \times 2歳4月から賞金分配月の前月までの月数$$

・前月末簿価の計算

$$\text{取得価額} - \text{減価償却累計額}$$

※1円未満は切り捨て。

獲得賞金分配対象額のうち「出資返戻金」以外の金額は「利益分配額」となります。

15. 競走用馬ファンドの支払金に関する事項

愛馬会法人は支払金及び精算金がある場合には一定の基準に従って当該支払金を「出資返戻金」と「利益分配額」に区分した上で匿名組合契約の「利益分配額」に係る源泉徴収所得税を控除して月次分配、年次分配、引退精算分配の方法により顧客指定の金融機関口座に出資口数に応じて支払います。当該分配は収入等を得た場合に行われます。必ずしも予定されたものではありません。

(1) 月次分配

当該出資馬を競馬に出走させて得た賞金の獲得賞金分配対象額は原則として、その出走した月を計算期間として翌月25日（金融機関休業日の場合は前営業日）に支払います。1走あたりの1口支払額が100円未満の場合には年次分配の方法により支払います。

なお、海外の競馬に出走させて得た賞金の獲得賞金分配対象額、本書面「28.」記載のNAR在籍馬、及びJRA在籍馬が地方競馬指定交流競走等に出走させて得た賞金の獲得賞金分配対象額は、翌々月25日（金融機関休業日の場合は前営業日）に支払う場合があります。その場合、計算期間は出走した月の翌月となります。また、顧客に書面で通知します。

※海外の競馬に出走させて得た賞金の入金時期等が状況により大幅に遅れる可能性があります。また、海外競馬出走資金（本書面「4. (4)」）の算出に時間を要する場合もあります。従いまして、獲得賞金分配対象額が確定した後に、顧客に書面で通知の上、支払います。

(2) 年次分配

決算期間（7月1日から翌年6月30日）に控除された日本中央競馬会等からの賞金交付時に係る源泉徴収所得税はJRA源泉税精算金として、クラブ法人が愛馬会法人に支払う際の匿名組合契約の「利益分配額」に係る源泉徴収所得税はクラブ法人源泉税精算金として、又、同期間に得た特別出走手当は消費税を控除した上で特別出走手当精算金として当該決算期間終了後の毎年10月25日（金融機関休業日の場合は前営業日）に支払います。当該受益権は分配時に生じ、分配時の計算期間の所得となります（ただし特別出走手当精算金は出走した月の所得となります）。

(3) 引退精算分配

当該出資馬が引退・運用終了した際は維持費精算金、競走馬事故見舞金、競走取り止め交付金、競走馬登録抹消給付金・同付加金、売却代金（10%ルール代金を含む）、保険金、保険料解約返戻金を原則、引退・運用終了した月の翌々月25日（金融機関休業日の場合は前営業日）に引退精算金として支払います。年次分配を予定していたJRA源泉税精算金、クラブ法人源泉税精算金、特別出走手当精算金も時期を繰り上げて支払います。

(4) 支払金の留保

顧客が一般会費、競走馬出資金、維持費出資金、保険料出資金等の支払義務を不履行の場合には愛馬会法人は顧客が所有していた支払金及び精算金を含む一切の権利を留保します。支払義務の履行のための相殺等は一切行いません。履行後は愛馬会法人所定の方法で顧客に支払います。

※支払義務を不履行の顧客は、一時的に会員特典・サービス（オフィシャルサイトへのログイン、優勝記念写真撮影への参加、限定記念品の販売等）が停止する場合があります。

16. 運用終了時（引退時）の支払

※本書面「15. (3)」参照。

17. 顧客への運用状況の報告の方法、頻度及び時期

愛馬会法人は金融商品取引法第42条の7に基づいて作成した運用報告書として月次分配に係る『支払通知書』を原則として競馬に出走した月の翌月20日、『引退精算通知書』を原則として引退・運用終了した月の翌々月20日、年次分配に係る『年次分配通知書』を毎年10月20日、当該出資馬の運用状況に係る『財産運用状況報告書』及び『分配金及び出資金通知書』を毎年12月末日の計算期間終了時から3ヶ月以内に顧客に発行します。

※支払通知書、財産運用状況報告書等の再発行等を希望の顧客は、送料等の実費用、及び発行手数料等の支払いを求められる場合があります。

※法人顧客の決算期間等に対応する上記資料等の作成および発行等は一切行いません。

18. 競走用馬ファンドに係る資産評価に関する事項

競走用馬ファンドの一口当たりの純資産額は、以下の通り算出されます。
一口当たりの純資産額 = (総資産 - 総負債) ÷ ファンド総口数 (500口)

※資産評価の方法は、12月末時点における簿価を用いて算出します。また、必要に応じて時価、または時価がない場合には客観的、かつ理論的な評価額を用いて算出します。

※計算期間は、毎年1月1日から12月末日となります。

※顧客への通知方法については本書面「17.」参照。

19. 計算期間に係る競走用馬ファンドの貸借対照表及び損益計算書の書類に関する公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定の有無

当該出資馬に関する貸借対照表及び損益計算書の書類について公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定はありません。

20. 当該商品投資受益権の紛議に関する事項

①当該商品投資受益権に関する訴訟について管轄権を有する裁判所の名称及び住所は以下の通りです。

東京地方裁判所
〒100-8920 東京都千代田区霞が関1丁目1番4号
東京簡易裁判所
〒100-8971 東京都千代田区霞が関1丁目1番2号

②愛馬会法人が加入する一般社団法人第二種金融商品取引業協会が委託する、苦情処理措置及び紛争解決措置についての委託先の名称及び住所は以下の通りとなります。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
(略称:FINMAC フィンマック)
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号
第二証券会館
相談窓口:0120-64-5005

21. 商品投資販売契約に係る法令等の概要

匿名組合契約は商法535条から同法542条に規定された匿名組合契約であって、匿名組合員となる出資者が営業者の営業のために出資し、その営業から生じる利益の分配を受ける契約です。匿名組合契約においては全ての営業が営業者の名前で行われるため、その営業のため取得された資産は全て営業者の所有に帰し、匿名組合員となる出資者は第三者に対して権利及び義務を生じませんが、自己の出資金及びそれより得られた利益を限度に責任を負担します。

顧客に対して交付する書面、不当な勧誘等の禁止等の行為については金融商品取引法第38条及び40条等の規定に基づいて行為規制を受けています。

馬主登録、競走用馬としての登録及び抹消については競馬法（昭和23年法律第158号）の規定に基づいて規制を受けています。

顧客の入会については、犯罪収益移転防止法、及びマイナンバー法の規制を受けています。

22. 愛馬会法人の営業所において事業報告書を縦覧できる旨

※本書面「12. (2)」参照。

23. 海外の競馬への出走に関する事項

当該出資馬を海外の競馬に出走させる場合には当該出資馬の所有権があるクラブ法人が出否を決定します。

愛馬会法人は顧客に通知した上で追加出資金の徴収を行います。やむなく直前に出走取消となった場合も含め、競走成績に関わらず顧客に負担義務が発生します（※本書面「4. (4)」参照）。

顧客は当該出資馬の出資金等の支払義務の履行によって賞金等の受領権を出資口数に応じて所有します。なお、控除率等を含む進上金の取り扱いとは遠征先の控除規定を優先します。この控除規定において本邦の調教師、騎手、厩務員が対象外の場合には本邦規定を準用します。また、日本中央競馬会から褒賞金の交付を受けた場合には進上金の対象となります。

※海外の競馬に出走させて得た賞金の入金時期等が状況により大幅に遅れる可能性があります。また、海外競馬出走資金（本書面「4. (4)」）の算出に時間を要する場合もあります。従いまして、獲得賞金分配対象額が確定した後に、顧客に書面で通知の上、支払います。

24. 引退後の再登録

愛馬会法人は未勝利及び不出走の当該出資馬を日本中央競馬会の競走用馬として再登録する予定で地方競馬に馬主登録のある第三者（クラブ法人役員）に売却を行う場合があります。その際は顧客に書面で通知します。当該出資馬の引退・運用終了に伴い匿名組合契約は解除となり、本書面「15. (3)」の分配が行われます。

再登録には日本中央競馬会の定める条件を満たす必要があります。条件を満たした場合には愛馬会法人は当該出資馬の所有権を再取得して再出資の意思がある従前の匿名組合契約の顧客（本書面「25.」退会及び本書面「3. (4)」会員資格の喪失に該当する顧客は除く）に限定して再募集を行います。ただし、日本中央競馬会の定める条件を満たす前、又は満たした後に愛馬会法人が馬体状況及び競走成績等を考慮して再登録を取り止める場合もあります。なお、再出資を希望しない顧客は当該出資馬が引退・運用終了時から再募集開始時（当該出資馬が日本中央競馬会の定める条件を満たし、愛馬会法人が再登録の実施を再出資の意思がある従前の匿名組合契約の顧客に書面で通知します。その書面に記載の指定期日が再募集開始時となります）までの間に再出資を取り止める意思を電話連絡等で任意に示す必要があります（意思表示が無い顧客は、再出資の意思があるとみなされます）。本書面「25.」により退会した顧客は自動的に再出資を取り止める意思を示したものとみなされます。

再出資を行った顧客は当該出資馬の出資金等の支払義務の履行によって賞金等の受領権を出資口数に応じて所有します。

(1) 地方競馬在籍時の条件

地方競馬在籍時の馬主は中村智幸、中村伊三美及び中村祐子とします。支出及び収入に係る権利及び義務は地方競馬在籍時の馬主にあります。
※地方競馬在籍時におけるオフィシャルサイトの更新等については、原則、出走予定及び出走結果のみとなります。

(2) 再出資に関する事項

①再出資の方法並びに出資金等の支払期日及び支払方法等

愛馬会法人は再登録の実施を再出資の意思がある従前の匿名組合契約の顧客に書面で通知します。

再出資を希望しない顧客は指定期日内に電話連絡等で再出資を取り止める意思を示す必要があります。逆に再出資を希望する顧客は参加の意思を示す必要はありません。ただし、再出資の意思がある顧客が一般会費等の支払義務の不履行等の理由により再出資を断られる場合があります。

愛馬会法人は再出資申込を受付後の当月20日又は翌月20日に『請求書』を顧客に送付し、翌月1日又は翌々月1日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座振替による徴収を行います。ただし、口座振替の手続きが完了していない場合及び支払義務の不履行等の事由により口座振替を行えない場合には『請求書』に記載の指定期日内に愛馬会法人指定の金融機関口座に振り込んで下さい。

②販売総額及び販売口数

販売総額は牡馬は10万円とします。また、牝馬は従前の募集価格（総額）の10%の額とします。

販売口数は従前の匿名組合契約成立時と同数とします。

③販売単位

販売単位は従前の匿名組合契約成立時と同数とします。従いまして、従前の出資口数と同じ口数となりますので、申込口数の増減は出来ません。

④維持費出資金

維持費出資金は地方競馬の競走用馬としての登録を抹消した日の翌日の属する月、又は愛馬会法人が当該出資馬の所有権を再取得した日の属する月から毎月1頭あたり70万円を販売口数で除した額の負担義務が発生します。徴収方法は本書面「4.」が適用されます。
※維持費出資金は変更が生じる可能性もあります。
※本書面「4. (2)」参照。

⑤保険料出資金

競走用馬保険には加入しませんので負担義務は発生しません。ただし、当該出資馬がGⅢ以上の平地重賞競走（海外におけるGⅢ以上、地方競馬におけるJpnⅢ以上、および新設もしくは条件変更などの理由により本来の格付が付されなかった場合の重賞競走を含む）において優勝した場合には、馬齢を問わず、従前の募集価格（総額）を保険金額とする競走用馬保険に加入するため、顧客の負担義務が発生します（保険加入日等の詳細は保険会社規定に準ずる）。また、種牡馬としての価値が保険金額を著しく上回ると想定されるなど、顧客の利益保護を主な目的として保険金額を増額する判断を愛馬会法人が行う場合があります。この増額に対する保険料は顧客に負担義務が発生します。※2019年産募集馬より適用されます。

⑥顧客の受領権並びに支払金及び精算金の支払について

本書面「12. (6)」、「15.」、「16.」が適用されます。ただし「12. (6) ②iii」は適用されません（種牡馬として売却する場合を除く）。

⑦競走馬出資金のポイント制度

再出資に掛かる競走馬出資金の支払金額にポイントは付与されません。また、再出資に掛かる競走馬出資金にポイントは充当できません。

⑧運用終了予定日

本書面「11. (5)」が適用されます。
※地方競馬全国協会（NAR）の馬主登録を受けた場合には、本書面「24.」は適用されません。
※2025年10月1日現在、地方競馬全国協会（NAR）の馬主登録を受ける予定はありません。

25. 退会の方法

顧客は退会する月分までの一般会費、競走馬出資金、維持費出資金、保険料出資金等を支払った上で任意に退会できます。ただし、分割払による競走馬出資金の未払額が残る場合は支払の完了が必要となります。なお、顧客が所有していた支払金及び精算金の受領を含む一切の権利は愛馬会法人に帰属します。また、未使用の有効ポイントは消滅します。顧客から納入された入会金、一般会費、競走馬出資金、維持費出資金、保険料出資金等は一切返金しません。

顧客は愛馬会法人に退会する旨を通知（原則、通知を行った月が退会する月となります）して下さい。通知を受けた愛馬会法人は書面（退会届）を顧客に送付します。顧客は自署、押印した書面を愛馬会法人に送付して下さい（万が一、退会届の送付確認が取れない場合でも、退会する月分までの一般会費等を支払った上で退会手続きは完了します）。退会の通知は必ず本人が行って下さい。止むを得ない事由を除き、退会の申し出を受理出来ない場合があります。

当該出資馬が全て引退・運用終了した場合や種牡馬賃貸契約期間（本書面「27.」参照）でも会員としての権利及び義務は継続されるため、退会する月分まで一般会費の負担義務が発生します。
※退会に伴いオフィシャルサイトへのログイン等、その他の会員特典・サービスは全て停止となります。

26. 個人情報の取り扱い及び利用目的の特定

愛馬会法人は顧客の個人情報（氏名、生年月日、性別、住所・居所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、職業、登録金融機関の口座番号、マイナンバー、出資状況等）及び個人情報に関する情報の漏洩、滅失又は毀損の防止等を図るために以下に掲げる利用目的の範囲内で取り扱います。また、個人情報に関する情報の安全管理、従業員の監督及び当該情報の取り扱いを委託する場合には、その委託先の監督について十分に取り組みます。ただし、法令に基づく場合又は人の生命、身体又は財産の保護等のために必要と判断した場合には当該利用目的の範囲を超えて利用する場合があります。なお、利用目的等を変更した場合には書面等、又は電磁的方法で公表します。

・募集馬パンフレット、請求書、支払通知書、精算通知書、その他の通知書の送付
・財産運用状況報告書等、各種イベント案内等の送付

・一般会費、出資金等の口座振替及び支払金等の振込に関する手続き
・愛馬会法人の行う金融商品取引に関する支払調書作成事務、及び顧客の所得税源泉徴収に関する官公庁への届出事務に関する手続き
・愛馬会法人主催の旅行サービスを含む各種イベント等（北海道ツアー、募集馬展示会等）の催行に関する手続き
・顧客から依頼を受けた商品等の発注及び発送に関する手続き
・懸賞品（プレゼント）等の発送に関する手続き
・官公庁等からの各種照会依頼等に関する手続き
・出資時、及び入会時の入会審査等に関する手続き

27. 種牡馬としての売却に関する事項

(1) 繋養先、売却価格等の決定方法

当該出資馬が種牡馬として供される場合には当該出資馬の所有権があるクラブ法人が転用の可否、転用の時期、繋養先等を決定します。種牡馬転用時の評価（賃貸価格又は売却価格）は競走成績、血統背景、過去の類似例、景気動向等による需要予測等を参考に賃貸先（繋養種馬場）又は売却先と協議の上で決定します（無償で寄贈する場合があります）。売却できた場合には売却代金から消費税を控除した額の40%を営業者の報酬として残余額の60%相当額を顧客に支払います。

(2) 種牡馬賃貸（リース）契約の概要

当該出資馬が種牡馬として供される場合には原則として種牡馬賃貸（リース）契約を締結します。この場合にはクラブ法人は当該出資馬の所有権を愛馬会法人に返還して愛馬会法人が種牡馬賃貸に係る諸事項を決定します。契約内容は概ね以下の形式となります（個々によって一部が異なる場合があります）。

愛馬会法人は契約開始から複数年（最長5年）に渡って当該出資馬を第三者に賃貸します。これにより得た賃貸収入から当該賃貸収入の消費税を控除した上で消費税を控除した繋養経費（預託料、保険料、種牡馬登録料等）を除いた純利益金の60%が顧客に対する獲得賞金分配対象額となり、愛馬会法人は各年度の種付けシーズン終了後に当該獲得賞金分配対象額から愛馬会法人が顧客に支払う際の匿名組合契約の「利益分配額」に係る源泉徴収所得税を控除して顧客に出資口数に応じて支払います。賃貸期間終了後、当該出資馬の購入を希望する場合は10万円に消費税を加えた金額（1頭の価格）で繋養先に譲渡します。供用初年度には授胎率に関する保険に加入する他その後の傷害、疾病による当該年度の種付け頭数の減少、授胎率の低下、種付け不能など不測の事態に対しては一部の免責事項を除いて保険によって補填され、予定した賃貸収入が顧客に支払われる内容が基本の仕組みとなります。

28. 地方競馬全国協会（NAR）の馬主登録を受けた場合の運用に関する事項

競走用馬ファンドは、原則、日本中央競馬会（以下、「JRA」という。）の競走用馬として登録され、主に中央競馬の競走に出走し運用されますが、JRAの競走用馬として運用中の当該出資馬がより多くの収益を期待して地方競馬全国協会（以下、「NAR」という。）に転籍し、運用を継続する場合と、未勝利及び不出走の当該出資馬がJRAの競走用馬として再登録する予定でNARに転籍し、運用を継続する場合があります。

NARへの転籍、引退・運用終了の判断はクラブ法人が馬体状況及び競走成績等を考慮し、その所有権により決定及び手続きを行います。従いまして、全ての当該出資馬がNARに転籍するものではありません。また、NARに転籍せずに、引退・運用終了する場合もあります。

顧客はJRA及びNARのいずれに競走馬登録された場合においても、引退・運用終了、匿名組合契約が終了するまで契約を解除できません。また、維持費出資金等の支払義務の履行によって賞金等の受領権を出資口数に応じて所有します。

①再登録について

NARに転籍した未勝利及び不出走の当該出資馬がJRAの競走用馬として再登録するにはJRAの定める条件を満たす必要があります（2025年10月1日現在の条件：2、3歳馬は地方競馬の競走で2勝以上、4歳馬以上は3勝以上）。条件を満たした場合、JRAの競走用馬として再登録が行われます。ただし、JRAの定める条件を満たす前、又は満たした後にクラブ法人が馬体状況及び競走成績等を考慮して再登録を取り止める場合があります。その際に愛馬会法人は匿名組合契約の顧客に書面で通知します。再登録を取り止めた場合、引退・運用終了により本書面「15. (3)」の引退精算分配が行われる場合、又はNARに在籍しながら運用を継続する場合もあります。

②保険料出資金について

NARに転籍した場合、競走用馬保険には加入しません。本書面「4. (3)」に従い、解約返戻金が支払われた場合には引退精算分配の方法により顧客に支払います。また、本書面「28.①」記載の再登録が行われる場合には、本書面「4. (3)」が適用され、顧客に負担義務が発生します。

③顧客の受領権並びに支払金及び精算金の支払について

NARに転籍した場合も本書面「12. (6)」、「15.」、「16.」が適用されます。なお、NARの賞金体系については各競馬場の賞金体系に基づきます。

④運用終了予定日

本書面「11. (5)」が適用されます。

※本書面「28.」は2018年産募集馬より適用されます。

※2025年10月1日現在、地方競馬全国協会（NAR）の馬主登録を受ける予定はありません。

【株式会社ロードホースクラブ（クラブ法人）】

貸借対照表

令和 7年 6月30日現在

(単位：百万円)

	科 目	金 額
資 産 の 部	流動資産	700
	固定資産	1,390
	合 計	2,091
負 債 及 び 純 資 産 の 部	流動負債	317
	固定負債	1,530
	株主資本	244
	資本金	10
	資本剰余金	1
	利益剰余金	232
	合 計	2,091

損益計算書

自 令和 6年 7月 1日
至 令和 7年 6月30日

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,914
売上総利益	1,914
販売費及び一般管理費	1,528
営業利益	386
営業外収益	2
営業外費用	906
経常利益	▲ 517
特別利益	565
税引前当期純利益	47
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	47

株式会社ロードサラブレッドオーナーズ Lord Thoroughbred Owners

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 8 丁目 8 番 3 号 星野第一ビル 2 階 [Tel]03-3371-3305
[Official Site]<https://lord-to.co.jp/> [e-mail]info@lord-to.co.jp

2025.10